31川情個第9号 令和元年5月10日

川崎市長 福 田 紀 彦 様

川崎市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 浦 大 介

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について(答申)

平成30年12月27日付け30川総人第986号にて諮問のありました公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当 電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1)審査請求人は、平成30年7月2日付けで、川崎市情報公開条例(平成13年 川崎市条例第1号。平成30年条例第75号による改正前のもの。以下「条例」 という。)第7条の規定により、実施機関川崎市長(以下「実施機関」という。) に対して、「川崎市情報公開運営審議会の市民公募委員(任期 平成30年1月 1日から2年間)の応募者全員が提出した応募用紙(作文、小論文等)の一切。 ただし、応募者の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は、黒塗り 又はマスキング可。」の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、川崎市情報公開運営審議会申込用紙(全5件) (以下「本件対象公文書」という。)を対象公文書と特定し、このうち、「氏名、 署名、性別、生年月日、住所、電話番号、市民となった日、現在の職業、職歴、 ボランティア活動など主な活動歴、応募の理由、小論文」については、条例第8 条第1号及び第4号柱書に該当するとして、平成30年7月13日付けで、部分 開示処分(以下「本件処分」という。)を行った。
- (3)審査請求人は、本件処分に対して、平成30年10月3日付けで、本件処分の 取消し又は変更を求め、審査請求を行った。(当審査会諮問第279号事件)。

3 審査請求人の主張要旨

平成30年10月3日付け審査請求書及び同年12月10日付け反論書によれば、 審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分を取消し又は変更し、公開に同意の意思表示をしている応募者の応募 用紙(作文、小論文等)を開示すべきである。
- (2) 実施機関は、本件処分を行うに際し、条例第15条に基づく意見照会を実施せずに、本件応募用紙のうち、応募の理由及び小論文の内容を不開示とした。応募者は市民委員に応募するような知識や意欲がある方であり、応募作文等についての開示請求がなされた場合、条例第15条に基づく意見照会が行われるものと予想していると推測される。応募者の意思に反しない限り、権利利益を害するおそれはなく、実施機関は、情報公開法第13条の趣旨及びその施行令、条例の適用を誤っている。

川崎市個人情報保護条例第11条第1項第4号では、あらかじめ本人同意を得ているときは目的外利用が許される旨を規定しており、同意の意思表示をした応募者の応募の理由及び小論文を開示しても権利利益を害するおそれはない。一市民の立場であれば匿名で「市長への手紙」制度を活用し意見を述べることもできる中、市民公募委員への応募者は、自分の意見等を対社会に公表しようという意思は強いと考えられる。応募者全員の意見照会を実施せずに行われた実施機関の処分は不適切な判断であると言わざるを得ない。実施機関は、意見照会は義務的規定でないとし、応募者が公開に同意する意思表示をした場合の対応については

何ら言及せず、任意的な行政サービスを否定している。接遇意識の低下であり、 怠慢である。

- (3) 著作権法第18条第3項第3号では、未公表の著作物が自治体に提供された場合、特段の意思表示がなければ公表に同意したものとみなす旨が規定されており、公開に同意の意思表示をした応募者の応募の理由及び小論文を開示しても公表権を侵害するおそれはない。
- (4) 実施機関は、募集要領において応募者の個人情報は募集事務以外に使用しない旨を示していると主張するが、募集要領には「個人に関する情報」を募集事務以外に使用しないとは記載されていない。そもそも実施機関が応募者の個人情報は募集事務以外に使用しない旨を明記していることの目的は、選考期間中の外部からの圧迫、干渉を避けるための告知と考える。また、委員選考後は作文を応募者に返却している自治体もあるところ、川崎市では委員選考後も申込用紙を保存していることから、応募の理由及び小論文の内容に事実誤認があったとしても、応募者からの意見を最大限尊重すべきである。
- (5) 自治体の条例に基づく第三者意見照会や、著作権法第18条第3項第3号に基づく意見照会を行っている他自治体では、同意をした応募者の作文等の開示を行っている。他自治体の動向を把握していない実施機関の主張は是認できない。

4 実施機関の主張要旨

平成30年11月9日付け弁明書及び平成31年2月6日実施の口頭による処分 理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1)本件対象公文書中、「氏名、署名、性別、生年月日、住所、電話番号、市民となった日、現在の職業、職歴、ボランティア活動など主な活動歴、応募の理由、小論文」については、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報として、条例第8条第1号に該当するものとして、不開示としている。

申込書(小論文等)については、その内容が、応募者の社会的な関心に基づく意見、信条、理念等を記述したものであると容易にうかがわれ、各人の人格、思想、社会観等と密接に結びついたものであるから、対社会への開示の有無及び範囲については各応募者が自ら決すべき利益であり、それは申込書(小論文等)から個人識別情報を除外しても同様というべきである。したがって、申込書(小論文等)は、条例第8条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

(2) 市民公募委員の募集要領に、応募者の個人情報は募集事務以外に使用しない旨を記載しており、応募者は、自分が提出した情報は公にされることがないことは認識し、申し込んでいること、応募者の人格等と密接に結びついた申込書の公表により心理的負担を与え、今後、応募者が応募を躊躇する等、審議会機能を発揮するための幅広い人材を求める市民公募委員の募集業務に支障を生じるおそれがあることから、条例第8条第4号柱書の、公にすることにより「当該事務又は事

業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

- (3)条例第15条に規定する第三者に対する意見書提出の機会の付与は、実施機関が第三者に意見書の提出を求めることを義務づけるものではなく、本件処分の場合、実施機関としては請求に係る内容を不開示として、第三者の利益を確保する方針が明確であり、開示、不開示の適正を期するために、第三者に意見を求める必要はない。
- (4)本件対象公文書は、審議会委員の応募のために提出されたものであり、自ら公開するために作成したものではなく、提出したものが公開されるとすると、本来審議会委員の資質を見極めるために必要な自由な主張を応募者が躊躇してしまうおそれもある。

情報公開法第13条の趣旨及びその施行令は本市に適用されるものではない。 また、条例第15条についても、前述のとおり、適正に適用している。

5 審査会の判断

実施機関は、本件対象公文書に係る情報が条例第8条第1号及び同条第4号柱書 に該当することを理由として本件処分は妥当である旨を主張しているため、以下、 検討する。

(1)性別、市民となった日、応募者の職歴、ボランティア活動など主な活動歴について

本件対象公文書中、性別、市民となった日、応募者の職歴、ボランティア活動など主な活動歴については、当該個人の属性そのものに関する情報であるから、条例第8条第1号にいう「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」(以下「個人識別情報」という。)に該当する。

(2) 応募の理由、小論文について

ア 条例第8条第1号該当性に関する判断

本件対象公文書中、応募の理由や小論文について、応募者が川崎市情報公開運営審議会の市民公募委員に応募する際に審議会の活動に資すると考えられる当該個人の職歴やボランティア活動などの主な活動歴を踏まえて応募の理由を記載し、「情報の公開や個人情報の保護について考えること」をテーマとする小論文を作成することから、当該個人の属性そのものに関する情報を含むと言えるため、条例第8条第1号前段にいう個人識別情報に該当する。

なお、実施機関は、同号後段の該当性に関する主張をしているが、上記のとおり、同号前段に該当する以上、同号後段該当性を判断するには及ばない。

イ 条例第8条第4号柱書該当性に関する判断

応募の理由や小論文を公にすると、応募者に心理的負担を与えて自由闊達な意見を記載できなくなるという萎縮的効果や応募自体を躊躇することが想定され、幅広く人材を求める必要がある募集選考業務に多大な支障を生じるおそれがある。

また、当該市民公募委員の選考は、その性質上、公平かつ公正に行わなければならないところ、公にされた応募の理由や小論文の内容を分析して、市民公募委員の選考基準を推測し、委員に選出されやすいような申込書や小論文を作成する者が現れることが容易に想定され、公平かつ公正な市民公募委員の選考が著しく困難になるおそれがある。このような募集選考業務への影響だけでなく、委員選考後の審議会においても、各委員の知見や経験に基づく有意義な議論が行われなくなるなど、審議会の適正な運営にも支障を及ぼすおそれもある。

このように、応募の理由や小論文を公にすることにより、委員の募集選考業務や審議会の適正な運営にも支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第4号柱書にいう「市の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

ウ 条例第15条第1項について

なお、審査請求人は、「応募者は市民委員に応募するような知識や意欲がある方であり、応募作文等についての開示請求がなされた場合、条例第15条に基づく意見照会が行われるものと予想していると推測される。」旨を主張する(前掲3(2))。しかし、条例第15条第1項は、実施機関は、諾否の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示等を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる旨を規定しており、こうした機会の付与については実施機関の判断に委ねられると解される。したがって、開示請求がなされた場合には実施機関による意見照会が必ず行われることを前提とするような審査請求人の主張は採用できない。

エ 著作権法第18条第3項第3号について

また、審査請求人は、応募の理由及び小論文について、著作権法第18条第3項第3号を根拠に開示請求をしている(前掲3(3))。この点を検討するに、同規定は、本市条例の規定により著作物が開示されることを前提としているところ、本件では、応募の理由及び小論文については条例第8条第1号及び第4号柱書に該当するとして不開示の判断をしていることから、同規定適用の前提を欠いている。従って、審査請求人の主張は採用できない。

(3)審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会(五十音順)

 委員飯島奈津子

 委員 友岡史仁

 委員中島美砂子

委員 三浦大介